

ユネスコスクール加盟方法

加盟資格

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、教員養成大学等は、国公立を問わずユネスコスクールに加盟する資格があります。
- ユネスコの理念に沿った取組を継続的に実施していることが必要です。

加盟校に求められること

- 「ユネスコスクールガイドライン」等を踏まえた各学校の積極的な活動。(法的拘束・義務などはありません。)
- ユネスコやその関係機関・団体が行う様々な活動への参加。
- 日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)への年次報告書の提出。
- ユネスコ本部のユネスコスクールオンラインツールシステム(OTA)を活用し、活動内容の発信や国内外の学校との活発な交流を行うこと。

申請方法

- 加盟申請から、承認までの流れは次ページのとおりです。詳細は、「ユネスコスクール加盟申請の手引き」を参照ください。なお、加盟希望校が、OTAにおいてInterest FormやApplication Formを記入する際はすべて英語での記載が必要です。
- 加盟希望校は、原則1年以上、ASPUivNetの助言を得つつ、ユネスコスクールガイドライン等に沿った活動を実施し、その間の活動報告書(様式有)を日本ユネスコ国内委員会に提出することが必要です。提出後、国内委員会において、報告書により実績を確認し、ユネスコ本部に正式に加盟申請手続を実施することとなります。

お問合せ先

ユネスコスクール事務局

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)※注1
〒162-8484 東京都新宿区袋町6(日本出版会館内)
TEL:03-3269-4559 FAX:03-3269-4510
E-mail:webmaster@accu.or.jp

※10月1日から以下に移転

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル7階
TEL:03-5577-2852 FAX:03-5577-2854



- ユネスコスクール公式ウェブサイト(加盟申請ページ)
<http://www.unesco-school.mext.go.jp/howtoapply/>
- ユネスコ本部ユネスコスクールオンラインツールシステム(Online Tool for ASPnet; OTA)
<https://aspnet.unesco.org/en-us>
(Expression of Interest 記入画面)
<https://aspnet.unesco.org/en-us/Pages/Request-to-be-a-member.aspx>

※注1:「平成30年度日本／ユネスコパートナーシップ事業」においてユネスコスクール事務局業務を委託。

申請から加盟まで

赤字:加盟希望校の主な作業

※平成30年7月時点

①市町村立学校※注1
の場合②都道府県立学校※注1
の場合③私立学校※注1、
専修学校、各種学校
の場合④国立学校※注1、
左記以外の学校
教員養成大学等の場合加盟希望校は、ユネスコスクール事務局(ACCU)のユネスコスクールウェブサイト上の
加盟希望フォーム(日本語)に必要な事項を記入。ユネスコスクール事務局から確認の連絡を受けた学校は、所管の教育委員会等※注2に、ユネスコスクール
加盟に向けて申請手続きを進める旨連絡の上、ユネスコ本部のユネスコスクールオンラインツールシステ
ム(OTA)上のExpression of Interest(英語)を記入し提出。ユネスコ本部から受付完了のEメールを受信
したら、ユネスコスクール事務局へ連絡。

- ① Expression of Interestの情報をもとに、ユネスコスクール事務局がASPUivNet加盟大学から担当大学
を決定。担当大学を加盟希望校へ紹介し、「チャレンジ期間」(=原則1年間)開始。
- ② 加盟希望校は、チャレンジ期間中、担当大学等の指導助言を得つつ、活動報告書及び確認シート(別
紙)を意識して活動を行う。
- ③ 加盟希望校は、確認シートに記載の確認資料を担当大学へ提出
- ④ 担当大学は、確認資料等に基づき、確認シートに沿って、チャレンジ期間終了の可否を判断。可の場合
は、担当大学が活動報告書に推薦コメントを記入し、事務局から加盟希望校へ送付。
- ⑤ 加盟希望校は、活動報告書を完成し、以下のとおり提出。
 - 原本 → 所管の教育委員会等へ提出。
 - 電子データ → ユネスコスクール事務局へ提出。

市町村教育委員会へ提出※注3

都道府県教育委員会※注3へ提出

都道府県知事部局※注3へ提出

日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)へ活動報告書を提出 ※注4

日本ユネスコ国内委員会が報告書確認終了後、ユネスコ本部が各校へApplication form提出案内の
Eメールを送信→加盟希望校は、Eメール受信後、OTA上でApplication form(英語)を記入し提出。

日本ユネスコ国内委員会がApplication form提出を確認後、ユネスコ本部に加盟申請※注5

ユネスコ本部の審査を経て、ユネスコ本部が日本ユネスコ国内委員会宛てに認定証等を送付

日本ユネスコ国内委員会が所管の教育委員会等へ認定証等を送付。
教育委員会等が各学校へ認定証等を送付。日本ユネスコ国内委員
会が各学校へ認定証等
を送付

注1:学校=幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校を指します。

注2:「教育委員会等」には知事部局も含まれます。所管の教育委員会等とは、原則として活動報告書の最初の提出先となります。(例:①市町村立学校の場合
は市町村教育委員会。)

注3:政令指定都市の場合は、加盟希望校→政令指定都市教育委員会等→日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)の順に提出。

注4:チャレンジ期間の活動内容を踏まえて正式申請の手続きを取ることとなるため、教育委員会等を通じて日本ユネスコ国内委員会へ提出された後、必要
に応じて、資料の追加提出・加筆・修正・再提出が求められる場合があります。注5:ユネスコ本部での手続きに半年以上かかることがあります。また、ユネスコ本部の指示により、今後申請手続きが変更する可能性がありますので御了承
ください。